

13-8-2 UPS 電源装置（汎用品）

本機器の機能は次のとおりとする。

1. 常時は交流入力を整流器で整流した直流出力により、蓄電池を充電すると共に、商用と同期のとれたインバータで交流に変換し負荷に給電するものとする。
2. 停電時（交流入力断）には、蓄電池からの直流出力をインバータで交流に変換し無瞬断で負荷に給電するものとする。
3. 整流器及びインバータ故障時等には、無瞬断で自動的にバイパス回路に切換できるものとする。
4. 本機器の運転・停止等の操作が行えるものとする。
5. 本機器は、状態表示、故障表示等の表示が行えるものとする。

13-8-3 耐雷トランス

本機器の機能は次のとおりとする。

1. 外部引込電源線から侵入してくる誘導雷（外来サージ）からシステムを構成する各種電子機器の保護を行うものとする。

13-8-4 直流電源装置 [DC12V・DC24V]

本機器の機能は次のとおりとする。

1. 鉛蓄電池を用いる場合の機能は次のとおりとする。
 - (1) 保護充電は、浮動充電中、蓄電池温度が上昇した時に蓄電池保護のため自動で行うものとする。

また、蓄電池温度が正常になれば自動的に浮動充電に切替わるものとする。
 - (2) 浮動又は、保護充電中に交流入力断となった場合は、蓄電池から負荷電流を供給するものとする。
 - (3) 停電回復時は、浮動又は、保護充電を継続するものとする。
 - (4) 本機器では、交流入力電源・直流出力・整流器出力の開閉及び整流器出力電圧の設定の操作が行えるものとする。
 - (5) 本機器の盤面において計測表示、状態表示、故障表示等が行えるものとする。

13-8-5 太陽電池電源装置

本機器の機能は次のとおりとする。

1. 太陽電池への逆流防止ダイオードを有し、太陽電池出力（電圧、電流）、負荷電流、蓄電池電圧等の点検測定が行えるスイッチ及びメータ等を設けるものとする。
2. 過充電防止及び負荷電圧の調整機能を有するものとする。

第9節 計測設備

13-9-1 計測機器等

1. 計測機器等は設置場所や気象条件に影響されない構造で、信頼性・耐久性の高いものとしなければならない。
2. 計測機器等は、計測対象に応じて測定範囲、測定精度を考慮しなければならない。

3. 誘導雷の被害が懸念される場合には避雷器を設け、機器の保護が行えるものとしなければならない。
4. 計測機器等は、維持管理性を考慮し、汎用性の高いものを選定すること。

第10節 据 付

13-10-1 一般事項

1. 受注者は、設備の据付調整に先立ち、監督職員と十分打合せを行うものとする。
2. 受注者は、設備の据付調整を十分な技術と経験を有する技術者により行うものとし、作業の円滑化に努めるものとする。
3. 受注者は、設備の据付調整の際、施工する設備はもとより、既設機器や構造物等に損傷をあたえないよう十分注意するものとする。

万一損傷した場合は、直ちに監督職員に報告すると共に、受注者の負担で速やかに復旧又は修復するものとする。
4. 受注者は、設備の据付調整を実施するに当たり、既設通信回線及び既設設備の運用に支障をきたすおそれがある場合は、事前に監督職員と協議するものとする。
5. 機器をフリーアクセス床に固定する場合は、次のいずれかによるものとする。
 - (1) 地震時に、フリーアクセス床の床面が浮き上がり又は、落下しないように補強し、直接補助材又はコンクリート床に固定するものとする。
 - (2) 機器部分の床を切り取り、コンクリート床に取付けボルトの締付け状態が確認できる構造の専用架台を設けてボルトで固定するものとする。
6. 機器等の据付は、地震時の水平移動・転倒、落下等の事故を防止できるよう耐震処置を行うものとする。

なお、耐震処置は、法令・基準等に準拠した計算結果に基づいたものであること。
7. 各種設備等の荷造・運搬は、設計図書によるほか、次の事項によるものとする。
 - (1) 荷造は、機器等を水・湿気・衝撃等から保護すると共に、運搬・保管に耐える構造であるものとする。

13-10-2 水管理制御システム

1. 各種設備等の据付は、設計図書によるほか、次の事項によるものとする。
 - (1) 機器の固定に当たり、取付ボルト、アンカーボルトの選定は、機器に作用する水平力及び鉛直力に応じた適切なボルトを選定しなければならない。
 - (2) 屋外の取付けに使用するボルトは、溶融亜鉛めっき製又はステンレス製の防食効果のあるものを使用するものとする。
 - (3) 壁掛形機器等の取付けは、その質量及び取付場所に応じた方法とし、質量の大きいもの及び取付方法が特殊なもの施工に当たっては、落下防止を考慮し事前に取付詳細図を提出するものとする。
 - (4) 卓上機器等の据付は、地震時に機器等が水平移動、転倒又は卓上から落下等しないように、耐震用品等で固定するものとし、卓の脚は床面にアングル等で固定するものとする。

る。

(5) CCTV装置のカメラの設置は、太陽光や照明灯の光がレンズにあたらないように、設置位置と角度に留意して取付けるものとする。

(6) 水位計の据付は、流速の影響を受けず堆砂等のない場所であることを確認してから行うものとする。

(7) 雨量・雨雪量計の据付は、建物等の障害物の影響を受けず、上空に雨滴の落下の障害となるような樹木及び架空電線等がない場所であることを確認してから行うものとする。

2. 機器を、他の機器と絶縁する必要がある場合は、木台又は絶縁シートなどにより絶縁処理を行うものとする。

3. 機器等の配置は、設計図書によるものとする。

4. 各種設備等の調整は、設計図書によるほか、次の事項によるものとする。

(1) 受注者は、据付完了後、各機器の単体調整を行うと共に、施工する設備の機能を十分満足するよう、対向調整及び総合調整を行うものとし、機能、性能を十分満足するまで行うものとする。

(2) 受注者は、設計図書によるほか、施設機械工事等施工管理基準の各項目に基づき試験及び調整を行うものとする。

(3) 受注者は、調整完了後、監督職員に試験及び調整した結果を試験成績書に記載して提出し、確認を受けるものとする。

